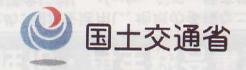
地域公共交通 活性化·再生 総合事業





地域公共交通活性化・再生総合事業

20年度予算額 3,000百万円(新規)

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様な二一ズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)

協議会

市町村

公共交通事業者

道路管理者

港湾管理者

公安委員会

住民

)等

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

一 うち協議会が実施する事業

地域公共交通活性化・再生総合事業計画(3年)

- (例) ◇ 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)
 - ・鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
 - ・コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化 等のための実証運行
 - ・旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航
 - ◇ 車両関連施設整備等
 - ・バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合い環境整備、 デマンドシステムの導入 等
 - ◇ スクールバス、福祉バス等の活用
 - ◇ 乗継円滑化等
 - ・乗継情報等の情報提供、ICカード導入、 P&R・C&Rの推進、ボランティア センター設置・運営 等
 - ◇ 公共交通の利用促進活動
 - ・レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引 運賃・周遊切符等のシステム設計 等
 - ◇ 新地域旅客運送事業の導入円滑化
 - ◇ その他地域の創意工夫による事業









新支援制度による支援

<補助率等>

- 〇「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費
 - 定額
- 〇総合事業計画に定める事業に要する経費

協議会の参加要請応諾義務

·計画作成等の提案制度

・計画策定時のパブリックコメント実施

・協議会参加者の協議結果の尊重義務

- ·実証運行(運航) 1/2
- ・実証運行(運航)以外の事業 1/2 (※)(※)政令市が設置する協議会の取り組む事業 1/3

<制度の特徴>

- 【計画的取組の実現】
- ・計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能

【協議会の裁量確保】

- ・事業をパッケージで一括支援
- ・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施

【地域の実情に応じた支援の実現】

・地域の実情に応じた協調負担の実現

【事業評価の徹底】

・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保

多様な事業をメニューとしてパッケージで一括支援

地域公共交通の活性化・再生のためのニーズ・課題は多種多様であることから、効果的な推進のために、多様な事業をメニューとし、パッケージで一括支援。

活用例1 地域のニーズに合ったバスの運行形態・ルートの工夫

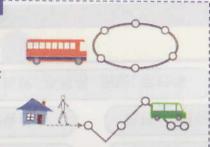
従来型路線バス

既存の路線バスと同様、路 線と時刻を決めて主に幹線 道路を運行するバスです。



コミュニティバス・乗合タクシー

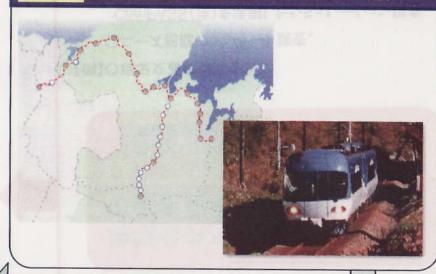
市町村等の委託を受けて小さい 車両で、きめ細かい路線と時刻を 決めて乗合運行するものです。 より家の近くからバスに乗ることが できます。予約制で家と目的地を 結ぶ運行形態(デマンド式)もあり ます。



活用例3 海上交通の活性化、陸上と海上交通の乗継利便性向



活用例2 鉄道沿線における公共交通のネットワーク改善



支援対象

- ・通勤・通学、通院等各ニーズ に合わせたバスの運行
- ・車両デザインの工夫
- 公共交通利用促進のための広報活動 等
- ・ 航路の再編
- ・バスの運行による鉄道駅と 港のアクセス強化
- 観光交流促進と絡めた割引 切符の発行 等

- ・企画列車の運行
- ・鉄道とバスの乗継 利便を向上させる ダイヤの設定
- ・公共交通の乗継等のわかりやすい情報提供等

地域公共交通総合連携計画の策定を支援

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条第1項に基づく地域公共交通総合連携計画を市町村が作成する場合、市町村が組織する協議会に対して支援



地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に 推進するための計画

地域公共交通総合連携計画には地域公共交通の活性 化・再生に関するあらゆる事業を定められる

【例】〇地方鉄軌道の活性化

- ○地域のバス交通の活性化
- 〇旅客船事業の活性化
- ○公共交通利用促進のための住民等の取組み

地域公共交通総合連携計画策定費補助

地域公共交通総合連携計画の策定費を定額補助

上限2000万円(ただし、計画策定調査事業の実情を踏まえ、1,000万円程度を想定)

【例】〇現況交通実態調査

〇二一ズ把握のアンケート調査、

ComPASS(注)を活用したシミュレーション調査

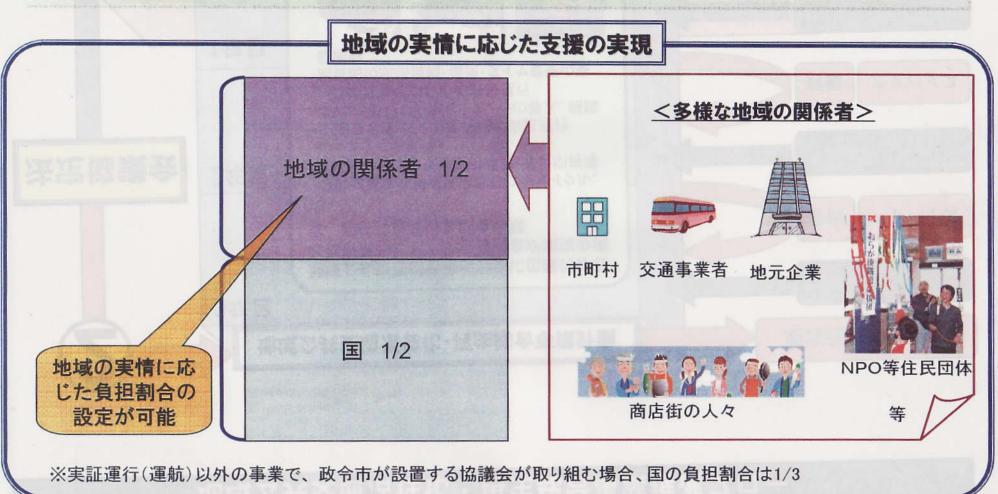
等の調査費

〇計画策定に要する事務費 等

(注)ComPASSとは、地理情報システム(GIS)を活用して「採算性」と「採算性以外の評価指標」の合計4つの指標に基づき、市町村が策定するバスの運行計画を評価するシステムをいう。

地域の実情に応じた支援の実現

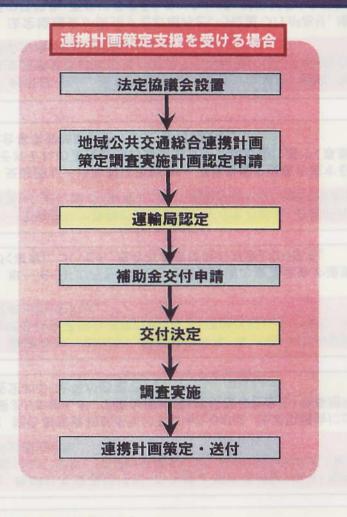
地域の実情に応じた協調負担を実現するため、連携計画に位置付けられた事業 を実施する場合、協議会において地域の実情、事業の内容に応じた市町村、交通事 業者、関係企業等の関係者の分担を定めることが可能



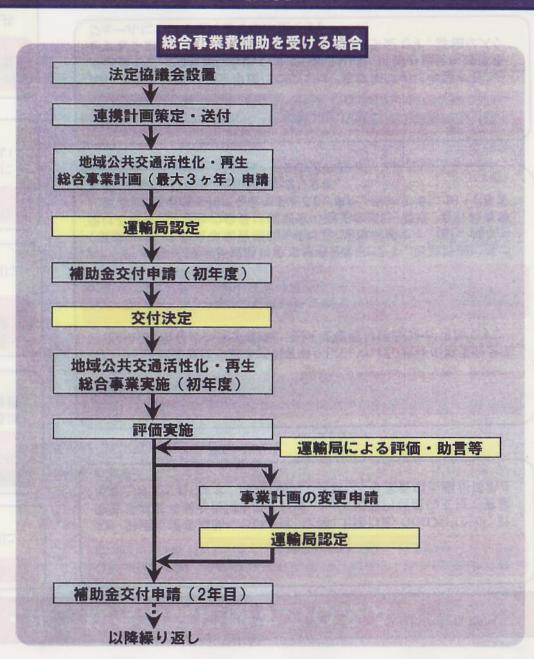
地域公共交通活性化・再生総合事業推進フロー



地域公共交通活性化・再生総合事業 執行フロー



国による行為 申請者による行為



地域公共交通活性化・再生総合事業に関するQ&A

Q1 補助対象事業者は誰ですか。

A1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条第1項に 基づく協議会が対象です。

Q2 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助(以下「総合事業費補助」といいます。)を受ける場合には、法定協議会は法人格を持つことが必要ですか。

A2 総合事業費補助を受けるに当たっては、法定協議会に法人格は 必要ありませんが、協議会規約(財務規程等を含む)や事務局の事務 所を定めること等が必要です。

Q3 鉄道のみ、バスのみ、旅客船のみ等、単一モードのみを対象とした地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」といいます。)でも補助対象となりますか。

A3 単一モードのみを対象とした連携計画の策定調査や連携計画に 基づく事業についても、総合事業費補助の対象となります。

Q4 一市町村内で複数の連携計画を作成する場合、それぞれの連携計画及びこれに基づく事業について補助を受けることができますか。

A4 交通圏が一市町村に複数あり、連携計画を複数作成する場合には、それぞれの連携計画の策定調査や連携計画に基づく事業について総合事業費補助を受けることが可能です。

Q5 利用者・住民、商業施設、事業所、観光事業者、病院、学校等の 公共交通事業者以外の者が実行する取組みについても、総合事業費 補助の対象となりますか。

A5 法定協議会が実施する取組みという位置づけがあり、地域公共 交通の活性化・再生に資するものであれば、補助対象となります。 Q6 地域公共交通総合連携計画策定費補助(以下「計画策定費補助」といいます。)については、事業費全額が補助されますか。

A6 計画策定費補助については、定額(上限は2,000万円だが、計画策定調査事業の実情を考えれば、1,000万円程度の支援で実施可能と考えております。)の範囲内であれば、事業費の全額が補助されます。

Q7-1 地域公共交通会議等の既存の協議会を法定化したり、既存の計画を連携計画として位置付けることは可能ですか。

A7-1 法律の要件や基本方針を満たしていれば、既存の協議会を法定化したり、既存の計画を連携計画として位置付けることが可能です。

Q7-2 また、当該協議会が補助対象事業者となることや、 当該計画 に基づく事業について総合事業費補助を受けることは可能ですか。

A7-2 当該協議会が補助対象事業者となることや、当該計画に基づ 〈事業について総合事業費補助を受けることは可能です。但し、補助を 受ける場合、協議会の会長は補助金の適正な執行・管理、会計検査等、 代表者として責任を持てる者であること、また、当該事業について事業 計画の認定を受けることが必要となります。

Q8 年度途中での「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画」 や「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」認定申請は可能ですか。

A8 上記2計画の認定申請については、募集期間中に申請することが必要です。20年度においては、20年3月頃に計画の認定申請募集をする予定ですが、年度途中で再度募集する予定です。詳細なスケジュールについて現時点では未定です。